

役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈徳会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬は以下のとおりとし、会議等出席の為の交通費は、別途支給する。

役員	1回	10,000円
監事	1回	10,000円
評議員	1回	10,000円
常勤理事長	1月	1,200,000円

(支給)

第3条 役員等の報酬は会議等への出席の状況に併せて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人の業務の為に旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、交通費・宿泊費・食費の実費額とする。

(改定)

第5条 この規程の改定については、評議員会の決議を要する。

附 則

この規程は、平成17年12月 2日より施行する。

この規程は、平成19年12月 2日より施行する。

この規程は、平成22年11月13日より施行する。

この規程は、平成27年 3月23日より施行する。

この規程は 平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は 令和 3年 4月 1日より施行する。